



## 「徳島県歯科口腔保健推進計画－2024年改定版－(素案)」 について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例第9条に基づき、県民の歯と口腔の健康づくりの施策を総合的かつ計画的に推進するため、「徳島県歯科口腔保健推進計画－2024年改定版－」の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての計画の「素案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

### 1 ご意見の募集期間

令和5年12月7日(木)～令和6年1月5日(金)(必着)

### 2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。(ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。)

①ホームページからの投稿の場合

[https://www.pref.tokushima.lg.jp/public\\_comment/](https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/)

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

④持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

(午前8時30分から午後6時15分まで(土・日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く))



### 3 お問い合わせ先

(内容について) 徳島県 保健福祉部 健康づくり課 周産期・歯科口腔担当

電話：088-621-2220 FAX：088-621-2841

メールアドレス：kenkoudukurika@pref.tokushima.jp

(提出方法について) 徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行  
(パブリックコメント)



### Q1 「徳島県歯科口腔保健推進計画」ってどんな計画？

平成24年2月に交付・施行された「笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「徳島県歯科口腔保健推進計画」を策定しています。

平成30年3月の改定から6年が経過する中、国から新たに「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」（歯・口腔の健康づくりプラン）が示され、本県においても、これまでの取組を踏まえながら、歯と口腔の健康づくりのより一層の推進を図るため、計画を改定することとしました。



### Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「徳島県歯科口腔保健推進計画」について、修正案や新たに記述することが必要と思われる事項など、ご意見、ご提案をお寄せください。

（→ 別添資料を参照してください。）



### Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。